第一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

一目的

この法律の目的に、 奄美群島への移住の促進を図ることを追加するものとすること。 (第一条関係)

二 基本理念

奄美群· 島  $\mathcal{O}$ 振興開 発の ための施策は、 次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない も の

とすること。

1 奄美群島が我が国の領域の保全、 海洋資源の利用、 多様な文化の継承、 自然環境の保全、 自然との

触 れ合い の場及び機会の提供、 再生可能エネルギー源 (太陽光、 風力その他非化石エネルギー源のう

ち、 エネ ルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。 以下同じ。 の利

用、 食料の 安定的 な供給その他 この我が 国及び 国民 の利益 の保護 及び 増 進 に 重要な役割 を担って *\* \ るこ

とに鑑っ み、 その役割が十分に発揮されるよう、 奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、 その魅力

の増進に資することを旨とすること。

2 奄美群島の振興開 .発に対する需要が多様化していることに鑑み、 奄美群島 の振興開発に係る関係者

 $\mathcal{O}$ 協働を推進 その 知見を集約することにより、 施策の効果を一 層 高 め、 及び多様化する需 要に的

確に対応することを旨とすること。

3 奄美群島が本土から遠隔の地にあることに鑑み、 奄美群島と自然的、 経済的、 社会的及び文化的に

密接な関連がある沖縄 (沖縄県の区域をいう。) その他の奄美群島と近接する地域との多様な分野に

おける連携を促進することにより、 新たな価値を生み出 Ļ 奄美群島 の持続的な発展に資することを

旨とすること。

(第二条関係)

三 奄美群島振興開発基本方針

奄美群島振興開 発基本方針に定める事項として、 奄美群島への移住の促進に関する基本的な事項を追

加するとともに、 住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項に空家等に関する対策が含まれるもの

等とすること。

(第四条第二項関係

四 奄美群島振興開発計画

振興開 発計画に定める事項について、三の奄美群島振興開発基本方針の改正に準じた改正を行うもの

とすること。

(第五条第二項関係)

五 交付金事業計画

交付金事業計画に記載することができる事業として、奄美群島への移住の促進に資する事業等を追加

するもの等とすること。

(第八条第一項及び第二項関係)

六 配慮規定

1 医療の確保等

玉 | 及び 地方公共団体は、 奄美群島において、 必要な医師等の確保、 定期的充 な巡回診療、 情報通信機

器を活用した診療、 医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう特別の配慮をする

ものとすること。

(第二十一条第九項関係)

2 情報の流通の円滑化等

国及び 地方公共団体は、 奄美群島と他の地域との間 この情に 報通 信技術の利用 の機会に係る格差に 鑑 み

奄 美群 島における住民 の生 活 の利便性 の向上、 産業 の振興、 医療及び教育の充実等を図るため、 情

報の流通の円滑化、 高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び先端的な情報通信技術の

活用について特別の配慮をするものとすること。

(第二十五条関係

3 生活環境等の整備

国及び地方公共団体は、 奄美群島への移住及び奄美群島における定住の促進に資するため、 住宅の

整備 (空家等の活用によるものを含む。) について適切な配慮をするものとすること。

(第二十六条関係)

4 介護給付等対象サービス等の確保等

(1)国及び地方公共団体 は、 奄美群島における介護給付等対象サービス等に従事する者の負担の軽減

に資する機器等の導入について適切な配慮をするものとすること。

こと。 (第二十七条第一項関係)

(2)国及び地方公共団体は、奄美群島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律に規定する障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に規定する障害児通所支援等

(以 下 「障害福祉サービス等」という。) の確保及び充実を図るため、 障害福祉サービス等に従事

する者の確保、 障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福 祉サー

ビス等の内容の充実について適切な配慮をするものとすること。

(第二十七条第二項関係)

高齢者の居住用施設及び児童 福祉施設 の整備

国及び 地方公共団体は、 奄美群島における児童の福祉の増進を図るため、 児童福 祉法に規定する児

童福祉施設 (4の②の障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。) の整

備等について適切な配慮をするものとすること。

(第二十八条第二項関係)

6 防災対策の推進等

(1) 国及び地方公共団体は、 奄美群島において、 災害を防除し、 及び軽減するため、 並びに災害が発

生した場合において住民が 孤立し、 及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止する

ため、 奄美群島において、防災対策の推進について適切な配慮をするものとすること。

(第三十条第一項関係)

(2)国及び地方公共団体は、 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある感染症が 発生

したことにより、 奄美群島と奄美群島以外 の地域との間 の人の往来又は物資の流 通 が停滞が 又は

制限された場合には、 奄美群島にお いて、 住民 の生活 の安定及び 地域経済  $\mathcal{O}$ )円滑. な運営が著しく阻

害されるおそれがあることに鑑み、 当該場合における住民の生活に必要な物資の確保及び事業活動

の継続について適切な配慮をするものとすること。

(第三十条第二項関係)

7 再生可能エネルギー源の利用の促進等

国及び地方公共団体は、 奄美群島における再生可能エネルギー源の利用を促進するために必要な施

策の充実について適切な配慮をするものとすること。

(第三十二条第一項関係)

8 教育の充実等

(1) 国及び地方公共団体は、 奄美群島における教育の特殊事情に鑑み、 奄美群島に所在する公立学校

の教職員の定数の算定について特別の配慮をするものとすること。

(第三十三条第二項関係)

(2)地方公共団体は、 奄美群島に所在する公立学校の教職員の配置について特別の配慮をするものと

すること。

(第三十三条第三項関係)

(3)国及び地方公共団体は、 奄美群島に所在する公立学校の教職員の待遇について適切な配慮をする

ものとすること。

(第三十三条第四項関係)

(4)国及び地方公共団体は、 奄美群島において、学校教育及び社会教育 (情報通信機器を活用して二

以上の学校その他の教育機関の間で行われる教育を含む。)の充実に努めるものとすること。

9 観光の振興及び地域間交流の促進

国及び地方公共団体が配慮をする奄美群島と国内及び国外の地域との交流には、奄美群島の学校に

在籍する児童、 生徒等と奄美群島の学校以外の学校に在籍する児童、生徒等との交流その他の子ども

の教育の場における交流が含まれるものとすること。

(第三十五条第二項関係)

10 移住の促進

国及び 地方公共団体は、 奄美群島への移住の促進を図るため、 奄美群島へ移住しようとする者への

情報の提供、 便宜の供与その他の奄美群島へ移住しようとする者の来訪及び滞在の促進について適切

な配慮をするものとすること。

(第三十六条関係)

七 独立行政法人奄美群島振興開発基金の業務の追加

独立行政法 人奄美群島振興開発基金 ( 以 下 「基金」という。)は、 他の業務の遂行 に支障のない範囲

内で、 次に掲げる者に対する経営の改善及び発達に係る助言を行うことができるものとすること。

1 基金による債務の保証を受けようとする者又は受けている者

2 基金による事業資金の貸付けを受けようとする者又は受けている者

3 1及び2に掲げる者のほか、 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者

(第五十二条第二項関係)

八 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長するものとすること。 (附則第一項関係)

九 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

一目的

この法律の目的に、 小笠原諸島への移住の促進を図ることを追加するものとすること。

(第一条関係)

一基本理念

小笠原諸島の振興開発のための施策は、 次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないも

のとすること。

1 小笠原諸島が我が国の領域、 排他的経済水域及び大陸棚の保全、 海洋資源の利用、 多様な文化の継

承、 自然環境の保全、 自然との触れ合 いの場及び機会の提供、 再生可能エネルギー 源  $\mathcal{O}$ 利用、 食料の

安定的 な供給そ  $\mathcal{O}$ 他の 我が一 国 一 及 び 国民  $\mathcal{O}$ 利益 一の保護 及び 増 進 に 重要な役割を担っていることに鑑

その役割が十分に発揮されるよう、 小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、 その魅力の増進に

資することを旨とすること。

2 小笠原諸島の振興開発に対する需要が多様化していることに鑑み、 小笠原諸島 の振 興開発に係る関

係者 の協働を推進 その知見を集約することにより、 施策の効果を 一層高 め、 及び多様化する需要

に的確に対応することを旨とすること。

(第二条関係)

三 小笠原諸島振興開発基本方針

小笠原諸島振興開発基本方針に定める事項として、小笠原諸島への移住の促進に関する基本的な事項

を追加するもの等とすること。

(第五条第二項関係)

四 小笠原諸島振興開発計画

振 興 開 発計 画に定める事項について、三の小笠原諸島振興開発基本方針の改正に準じた改正を行うも

のとすること。

(第六条第二項関係)

配慮規定

1 情 報 0 流 通の 円 滑 化

玉 及び地方公共団体は、 小笠原諸島と他の地域との 間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑

み、 小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、 産業の振興、 医療及び教育の充実等を図るため

情報の流 通 の円滑化、 高度情報通信ネットワークその 他 の通信体系 の充実及び先端的な情 報通信技

術 の活 用 に つい 7 特別  $\mathcal{O}$ 配 慮をするものとすること。

第二十四条関 係

2 生活 I環境等(  $\mathcal{O}$ 整 備

国及び地方公共団体は、 小笠原諸島への移住の促進に資するため、 生活環境等の整備について適切

な配慮をするものとすること。

(第二十七条関係)

3 介護 給付等対象サー ビス等 Ò 確保等

(1)国及び 地方 公共団 体 は、 小 笠原 諸 島 における介護給付等対象サービス等に従事する者  $\mathcal{O}$ 負担 の軽

減に . 資 する機器 等の 導 入に 0 1 て 適 切な配慮をするものとすること。 (第二十八条第 項 関

係

(2)国及び地方公共団体は、 小笠原諸島における障害福祉サー ビス等の確保及び充実を図るため、 障

害福 祉サービス等に従事する者の確保、 障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び

提供される障害福祉サー ビス等の内容の充実について適切な配慮をするものとすること。

(第二十八条第二項関係)

4 高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備

国及び地方公共団体は、 小笠原諸島における児童の福祉の増進を図るため、 児童福祉法に規定する

児童福 祉 施設 3 の(2)の障害 福 祉サー ビス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。)の

整備について適切な配慮をするものとすること。

(第二十九条第二項関係)

5 医療の充実

国及び地方公共団体は、 小笠原諸島において、 必要な医師等の確保、 定期的な巡回診療、 情報通信

機器を活用した診療、 医療機関 (の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう特別の配慮をす

るものとすること。

(第三十一条第一項関係)

6 再生可能エネルギー源の利用の促進等

国及び地方公共団体は、 小笠原諸島における再生可能エネルギー源の利用を促進するために必要な

施策の充実について適切な配慮をするものとすること。

〔第三十三条第一項関係〕

7 防災対策の推進等

(1)国及び地方公共団体は、 小笠原諸島において、 災害を防除し、 及び軽減するため、 並びに災害が

発生した場合において住民が孤立し、 及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止す

るため、 小笠原諸島において、 防災対策の推進について適切な配慮をするものとすること。

(第三十四条第一項関係)

(2)国及び 地方公共団体は、 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす かおそれっ 0 あ る感染する 症 が 発生

したことにより、 小笠原諸島と小笠原諸島以外の 地域との間の人の往来又は物資 0 流通が停滞し、

又は制限された場合には、 小笠原諸島において、 住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著

しく阻害されるおそれがあることに鑑み、 当該場合における住民の生活に必要な物資  $\widehat{\mathcal{O}}$ 確 保及び事

業活 動  $\mathcal{O}$ 継続 1C つい て適切 な配慮をするものとすること。

(第三十四条第二項関係

8 教育の充実等

(1) 国及び地方公共団体は、 小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、 小笠原諸島に所在する公立

学校の教職員の定数の算定について特別の配慮をするものとすること。 (第三十五条第二項関係

(2)地方公共団体 は、 小笠原諸島に所在する公立学校の教職員の配置について特別 の配慮をするもの

とすること。

(第三十五条第三項関係)

(3)国及び地方公共団体は、 小笠原諸島に所在する公立学校の教職員の待遇について適切な配慮をす

るものとすること。

(第三十五条第四項関係)

(4)国及び地方公共団体は、 小笠原諸島において、学校教育及び社会教育 (情報通 信 機器を活用して

以上の学校その他 の教育機関 の間で行われる教育を含む。) の充実に努めるものとすること。

(第三十五条第五項関係)

観光の振興及び地域間交流の促進

9

国及び 地方公共団体が配慮をする小笠原諸島と国内及び国外の地域との交流には、 小笠原諸 島の学

校に在籍する児童 生徒等と小笠原諸 島 の学校以外の学校に在籍する児童、 生徒等との交流その他の

子どもの教育の場における交流が含まれるものとすること。

(第三十七条第二項関係)

国及び地方公共団体は、 小笠原諸島への移住の促進を図るため、 小笠原諸島へ移住しようとする者

の情報 の提供、 便宜 の供与その他 の小笠原諸島へ移住しようとする者の来訪及び滞在の促進につい

て適切な配慮をするものとすること。

(第三十八条関係)

六 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長するものとすること。 (附則第二項関係)

七 その他所要の改正を行うものとすること。

第三 附則

この法律は、 一部の規定を除き、 令和六年四月一日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

(附則第二条から第四条まで関係)

その他所要の改正を行うものとすること。

所要の経過措置を定めるものとすること。

三

(附則第五条から第八条まで関係)